

ホットライン設置のお知らせ

令和6年12月11日

関係者 各位

いわき信用組合第三者委員会
委員長 弁護士 新妻 弘道

当委員会は、いわき信用組合（以下「本件組合」といいます。）により設置された第三者委員会です。

当委員会は、令和6年11月15日に本件組合から公表された3件の不祥事件（①旧経営陣による迂回融資、②元職員による横領事件及びその隠蔽、③元職員による現金の着服事件）に関して、本件組合から独立した中立の立場で、事実関係の調査及び類似事案の有無の調査等を行っております。

この度、上記不祥事件及び類似事案を含む本件組合の不祥事全般について、従業員や関係者の皆様から広く情報を収集すべく、ホットライン（情報提供窓口）を設置いたしました。

些細なことでも構いませんので、上記不祥事件及び類似事案を含む本件組合の不祥事全般（法令や組合の内部規則に違反する行為、コンプライアンスの観点から問題のある行為など、不正又はその可能性のある行為や事象を広く含みます。）についてお心当たりがございましたら、下記ホットラインまで積極的に情報を提供していただきたくお願い申し上げます。

記

【第三者委員会専用ホットライン（情報提供窓口）】

メール：hotline-ex-iwashin@iwakilaw.jp

電話：[0246-38-3145](tel:0246-38-3145)（磐城総合法律事務所。受付時間：平日10～17時）

[03-5532-8182](tel:03-5532-8182)（日比谷パーク法律事務所。受付時間：平日10～17時）

- 本ホットラインにお寄せいただいた情報は、当委員会に直接提供され、当委員会内（調査補助者を含みます。以下同様。）での調査に活用されます。情報提供者様に関する情報は、当委員会内で厳重に秘匿管理し、当委員会から本件組合の役職員その他関係者に伝えることはいたしません。また、法令等により開示を要求される場合又は情報提供者様の書面等による明確な同意がある場合を除き、本件組合その他第三者に開示することもございません。
- 本ホットラインへの情報提供を行ったことのみを理由として、情報提供者様が不利益に取り扱われることはございません（ただし、提供いただいた内容が、法令・内規等に違反する行為の自白であった場合、当委員会として、その免責までお約束・保証することはできかねます。）。
- 事実関係は可能な限り詳細にご回答いただきたくお願いいたします。また、可能な限り実名での情報提供をお願いいたします。匿名での情報提供も受け付けておりますが、情報の信ぴょう性の確認ができない等の事情により当委員会では取り上げられない可能性がございます。

以上